

安全報告書



令和 7年（2025年）

日東交通株式会社

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

日東交通株式会社では、「運輸安全マネジメント」に基づき、全社員が一丸となって、以下のとおり輸送の安全確保に取り組んでいます。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

〈安全方針〉

- (1) 輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において法令遵守のもと輸送の安全確保に主導的な役割を果たしてまいります。又、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底いたします。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Action)を確実に実施し、安全対策を日頃から見直す事により全社員が安全最優先を再確認して絶えず輸送の安全の向上に努めてまいります。
又、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表してまいります。

2. 輸送の安全に関する目標及び実績状況

《2024年度の実績報告》

目 標	重大事故0件	人身事故5件以下
実 績	重大事故1件 (+1)	人身事故3件 (▲2)

※重大事故とは、自動車事故報告規則第2条を伴う事故を示す。

《2025年度の安全目標》

目 標	重大事故0件	人身事故5件以下
-----	--------	----------

○ スローガン

「予測する 集中する」 漫然運転を無くそう！

重点場所：交差点 重点対象：自転車・歩行者

○ 具体的実施事項

- ・夜間走行時の安全運転の徹底
- ・適切な走行速度と車間距離の確保
- ・走行時車内外の安全確保
- ・交通ルールの遵守の徹底
- ・プロとしての心構えで運転

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

2023年12月 21日から 2024年12月 20日までの期間、弊社における自動車事故報告規則第 2 条 規定に該当する事故は 1 件でした。

4. 安全管理規程

別添「安全管理規程」参照

5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとした措置

会議、安全運動等を通じ情報の共有や意思の疎通を図り、輸送の安全に努めています。

(1) 会議等

ア 管理職会議

毎月 1 回、取締役社長のもと全管理職が参加し、交通事故の発生状況と再発防止対策並びに安全運動、安全総点検の実施方針など安全に関する情報の共有と共通認識のもと輸送の安全の向上を図っています。

イ 運輸安全マネジメント会議

毎月 1 回 安全統括管理者のもと

- 発生した事故の状況、分析及び再発防止策について
- 営業所内での安全に係わる課題の抽出、その対応策の策定とP・D・C・A
- 12月は各営業所の事故の分析、翌年の事故抑止目標や具体的実施などを検討します。

ウ 安全運行推進対策協議会

2ヵ月に 1 回安全統括管理者のもと、会社側 5 名、労働組合側 4 名、実技指導員 1 名が出席し、事故発生時のドライブレコーダーを視聴し、事故の原因究明と再発防止を協議しています。また車両の故障についても、原因究明及び再発防止などや、お客様対応など協議しています。



(2) 安全運動等

全国交通安全運動の時期に合わせ当社独自の安全運動を展開しています。

- ア 春の全国交通安全運動(4月)及びスクールバス見送り活動
- イ 車内事故防止運動(7月・8月)
- ウ 夏の自動車輸送安全総点検(7月)
- エ 秋の全国交通安全運動(9月)
- オ 年末年始自動車輸送安全総点検(12・1月)
- カ 冬の交通安全運動(12月)
- キ 年末年始早朝点呼査察及び役員・部長による元日始発便巡視
- ク 取締役社長による運転者激励(各交通安全運動期間)

(3)交通安全啓発活動

春・夏・秋・冬の交通安全運動期間中は、全従業員の左胸へ「全国交通安全運動実施中」のリボンを着用し、路線バス側面へ「交通安全運動実施中」の掲示板を掲出し、交通安全啓発活動を推進しています。



(4)無事故・無違反社内表彰による安全運転の奨励

ア 無事故・無違反表彰 ※令和6年度表彰対象者30名

30年、25年、20年、15年、10年、5年、3年ごとに記念品を添え表彰を行っています。

イ 無事故・無違反手当の支給（入社又は前回の無事故・無違反から起算）3年以上無事故無違反の社員に対して手当を支給しています。



(5)地域行政との連携

ア 「飲酒運転撲滅宣言」

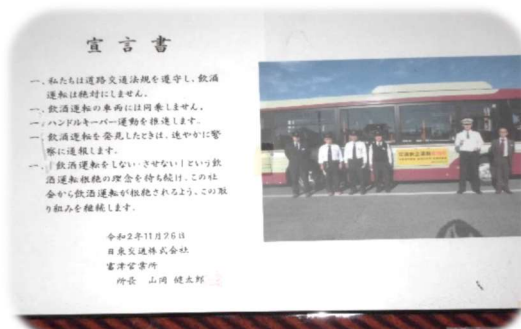
各営業所と所轄警察署で飲酒運転撲滅宣言を交わし、飲酒運転根絶を推進しています。

イ 「所轄警察による安全講話」

所轄警察交通課長から弊社管理職に対して、県下の交通情勢、交通事故発生状況などの講話をいただき輸送の安全への認識を深めています。

ウ 「安全確保に向けた協定」

警察署、市教育委員会、郵便局、タクシー協会等交通関係機関11団体と、「小学校通学路における安全・安心の確保に向けた連携に関する協定」を締結し、小学校周辺における交通事故防止運動を推進しています。



エ 「交通安全教室の開催」 ※令和6年度2校実施

営業所エリア内各市と共催して、小学校を対象とした安全教室を実施しています。

・バスの乗り方 ・バスからの死角 ・バスの内輪差 など実際のバス車両を使用して開催しています。



(6) 輸送の安全に関する情報の共有

発信した情報は、各営業所に掲示し全社員が共有します。

ア 週間有責事故発生状況(1回/週)

1週間ごとの有責事故の発生状況、抑止目標に対する発生件数、前年同期比など

イ 安全管理課掲示板(不定期)

弊社、同業他社の事故事例、災害・異常気象等の事前対策、お客様からのお礼の手紙の紹介など

(7) 健康管理

ア 定期健康診断等の受診 ※各営業所100%受診

深夜労働者は年2回、その他は年1回の定期健康診断を受診、その他健康スクリーニング(睡眠時無呼吸症候群、脳MRIなど)により健康状態を把握し、健康起因による事故の未然防止に努めています。また診断結果により再検査者においては、その後も産業医と共にフォローアップを行っています。

イ 安全衛生委員会の開催

毎月産業医による営業所への巡回と衛生委員会を開催し、職場環境の健全化を図っています。

ウ ストレスチェックの実施

社員のストレスチェックを部外企業に委託し、医師による面談が必要な社員は産業医の診断を受けています。

6. 輸送の安全に係わる情報の伝達体制その他組織体制

別添「事故発生時等における社内連絡体制図」参照

7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

教育・研修を通じて運転者及び運行管理者等の安全意識の深化、関係法令の遵守を図っています。

(1) 初任及び転職者教育(高速バスへ転職) ※令和6年度新任研修実績21名実施

新入社員及び乗合バス運転者から高速バスに転職をする場合は、本社での6時間以上の座学20時間以上の実技教育を行い運転者のスキルアップを図り安全運行に努めています。

(2) 事故・苦情惹起者教育(事故惹起多発者、苦情多発者) ※令和6年度20名実施

安全運行推進対策協議会の審議結果または、営業所長から指定された運転者に対して、座学及び実技指導を行い事故並びに安全意識の向上を図っています。

(3) 高齢者教育 ※令和6年度21名実施

弊社では、適齢診断(65歳以上の運転者)終了後に、適齢診断をもとに事故の未然防止のための指導、助言及び技術、接客等の教育を行っています。

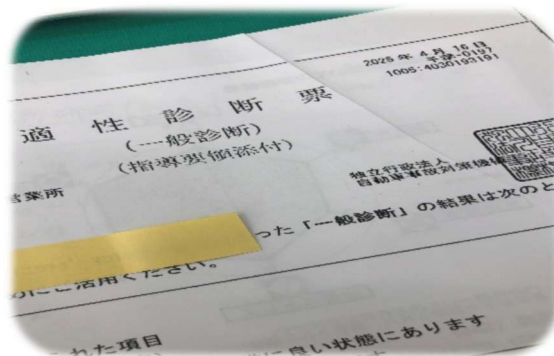
(4) 営業所管理職研修 ※令和6年度14名実施

弊社では、営業所管理職に対して、座学による交通法規や実技による車両感覚及び高齢者体験などの研修を行っております。



(5) 運転者の特性に応じた教育 ※令和6年度95名実施

65歳未満の運転者は、本社において3年に1回(貸切2年に1回)ナスバネット診断を利用した一般診断を行い、適性診断をもとに安全運転目標を立て、3週間後に営業所長が推進状況を検証し、安全運行の指導を行っています。



(6) 運転者研修

研修は、全運転者対象で年 1 回の頻度で実施します。

教習車両を使用し、約 15 キロの研修コース(片幅 5 メートルの狭い商店街、住宅街、見通しの悪い一時停止、2 車線道路等)を実走後、ドライブレコーダーの映像を全員で検証し、安全確認や基本操作について確認しています。また高齢者疑似体験を取り入れ車内事故防止等についても教育しています。



(7) 実技指導員による教育 ※実技指導員9名在籍 平均勤続20年

各営業所に実技指導員を選任し、単独運転時の見極めや、新入社員の習熟及び事故惹起者多発者の教育を行います。また実技指導員は安全運転中央研修所の「旅客自動車運転者過程」を受講し、必要な知識・技能の向上を図ります。

(8) 点呼時教育

弊社は、国が定める「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に基づき、教育資料を活用し、営業所において点呼時に教育を行っています。

(9) 走行速度を含むデジタルタコグラフを活用した教育

営業所長は、安全日報(デジタルタコグラフ)を確認し、運転者へ必要な指摘事項を指導しています。

(10) 貸切初任運転者に対する座学(10時間以上)実技指導(20時間以上)

令和6年度は、17名の貸切兼務運転者の初任座学・実技指導を行いました

使用車両:大型 添乗指導員:A氏(添乗歴11年安全管理課)・B氏(添乗歴4年安全管理課)

【実技指導内容】

- ① 事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項
- ② 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
- ③ 運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項
- ④ 危険の予測及び回避
- ⑤ 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法
- ⑥ 狭路コース・山間部コース・市街地コース

【期間】

2024年4月 1日～4月 9日
2024年4月11日～4月23日
2024年4月25日～4月30日
2024年5月 7日～5月15日
2024年6月 3日～6月11日
2024年6月20日～6月23日
2024年7月16日～7月30日
2024年8月 1日～8月 5日

【コース】

君津市内
君津市内
君津市内
君津市内
富津市内
木更津市内
木更津市内
木更津市内



2024年 9月 5日～ 9月 9日	富津市内
2024年 9月19日～ 9月23日	木更津市内
2024年10月 3日～10月 7日	木更津市内
2024年11月 7日～11月11日	富津市内
2024年12月 5日～12月 9日	君津市内
2024年12月20日～12月24日	木更津市内
2025年 1月16日～ 1月20日	木更津市内
2025年 2月 6日～ 2月10日	富津市内
2025年 3月20日～ 3月24日	富津市内



(11)保有車両情報(2025年3月31日現在) ※平均車齢13年

乗 合	高 速	特 定	貸 切	ハイヤー	合 計
117両	82両	47両	8両	9両	263両

※全車デジタルタコグラフ及びドライブレコーダー搭載

(12)運行管理者・補助者研修 ※令和6年度実績53名実施

ア ナスバ(自動車事故対策機構)による研修

各営業所の運行管理者は、基礎講習(入社時)及び一般講習(2年に1回)を受講しています。

イ 営業所管理者は、ナスバによる適性活用講座受講

乗務員に対して、適切に指導が行えるよう適正活用講座を受講しています。

ウ 運行管理者社内研修

弊社では、全運行管理者・補助者を対象として、社内研修を実施し、職務の習熟及び危機管理能力の向上を図り、運行管理業務の底上げを図っています。

(13)外部機関が開催する研修セミナー

外部機関が開催する安全マネジメントセミナー、ハラスメント研修などへ積極的に参加しています。



8. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

2024年12月に内部監査を実施したところ、安全管理体制や安全への取り組みについて、適合性及び有効性に関し、概ね適正であることが確認されました。

9. 安全統括管理者

専務取締役 土田 真

以上 当社の＜輸送の安全に関する情報公開＞です。